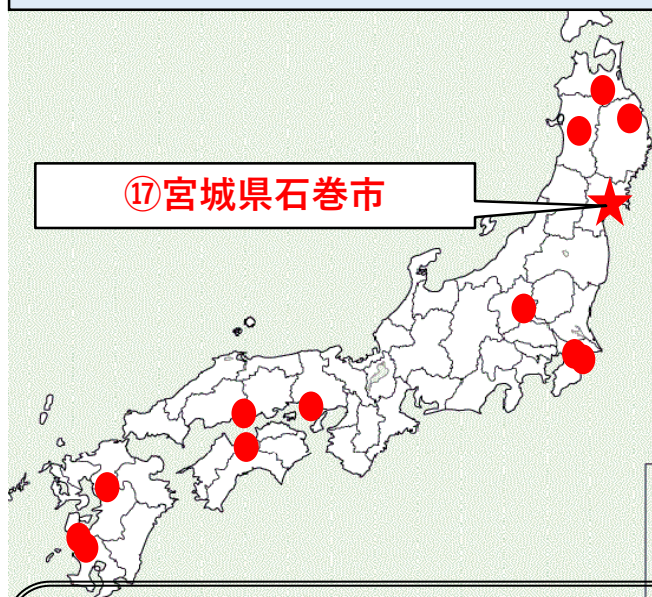


# 宮城県の肉用種鶏農場で 高病原性鳥インフルエンザが発生！

3月25日、宮城県石巻市の肉用種鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の疑似患畜(今シーズン国内17例目)が確認されました。宮城県では今シーズン初事例です。

鶏、あひる(あいがも)などの家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。(裏面参照)



## 【農場の概要】

<17例目>

- ・所在地 宮城県石巻市
- ・飼養羽数 肉用種鶏 約3.2万羽

## 【経過】

- ・3月24日、宮城県は当該農場から、死亡羽数増加の通報を受け立入り。
- ・同日、鳥インフルエンザの簡易検査で陽性を確認。
- ・3月25日、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

### H5N1

- 第2例目 鹿児島県出水市
- 第4例目 兵庫県姫路市
- 第5例目 熊本県南関町
- 第6例目 千葉県市川市
- 第7例目 埼玉県美里町
- 第8例目 広島県福山市
- 第9例目 青森県三戸町
- 第10例目 愛媛県西条市
- 第11例目 愛媛県西条市
- 第12例目 愛媛県西条市
- 第13例目 鹿児島県長島町
- 第14例目 千葉県八街市
- 第15例目 千葉県匝瑳市
- 第16例目 岩手県久慈市

### H5N8

- 第1例目 秋田県横手市
- 第3例目 鹿児島県出水市

## 今シーズンの特徴

・複数のルートで異なる由来のウイルスが国内各地に侵入

・今年1月、京都市内で採取された野鳥検体から、H5N1ウイルスを確認

○死亡率2%未満でも、「まとまって死んでいる」「元気がない」など通常と異なる異常な症状が現れていれば報告をお願いします。

○敷地内に消石灰を散布するなど、消毒の強化徹底をお願いします。

(消石灰が手に入らない方は、当所までご相談ください)

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況の点検を！

## 鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様へ

渡り鳥の北帰行が始まり、鳥インフルエンザウイルスの家きんへの感染リスクも高まっています。

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。

特に、次の飼養衛生管理基準7項目の遵守状況を点検してください。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- ④ 鶏舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- ⑤ 鶏舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目21)
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除(項目26)



自家用家きん飼養者の方々におかれても、家きんの衛生管理については養鶏農家が実施している水準と同レベルの管理をおこなうよう、農林水産省から強い指導が入っており、飼養衛生管理基準を遵守しない場合は家畜伝染病予防法違反に抵触する恐れがあります。

特に、現在放し飼いをされている方は、至急鶏舎に收容し、野生動物や野鳥と接触しないようにしてください。

## 野鳥、環境試料からの高病原性鳥インフルエンザウイルス確認件数

(令和4年3月25日現在)

確認場所	確認件数	採取試料	
		野鳥	水、糞等
鹿児島県	8件	1	7
北海道	22件	22	
岩手県	19件	19	
福島県	1件	1	
宮崎県	1件		1
鳥取県	1件		1
京都府	1件	1	



京都府山城家畜保健衛生所

TEL:0774-52-2040(夜間・休日転送) FAX:0774-52-2030